

環境情報検証報告書

株式会社横浜フィナンシャルグループ 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社横浜フィナンシャルグループが算定した「横浜フィナンシャルグループ 2025 年度 GHG 排出量算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)が、同社において策定している「グループ会社の GHG 排出量算定ルール(2025 年 10 月 1 日)」及び各社マニュアル(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算定されていることについて第三者検証を行った。2025 年度とは 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までをいう*。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス(GHG)排出量及びエネルギー使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

*ただし、後述する Scope3 のカテゴリ 15 に関しては、2025 年 3 月末時点の投融資残高にて算定。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG 排出量については「ISO14064-3」、エネルギー使用量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲及び対象組織範囲は表 1 に示すとおりである。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における 5%とした。

表 1 検証対象活動範囲及び対象組織範囲

対象活動範囲	対象組織範囲
Scope1,2 のエネルギー起源 CO ₂ 排出量、エネルギー使用量	株式会社横浜フィナンシャルグループ及びグループ連結子会社計 13 社(国内有人店舗、ATM を含む)
Scope3 の GHG 排出量 (カテゴリ 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14)	株式会社横浜フィナンシャルグループ及びグループ連結子会社の株式会社横浜銀行、株式会社東日本銀行、株式会社 L&F アセットファイナンス及び株式会社神奈川銀行
Scope3 の GHG 排出量(カテゴリ 15)	株式会社横浜フィナンシャルグループ及びグループ連結子会社の株式会社横浜銀行、株式会社東日本銀行及び株式会社神奈川銀行

Scope1,2 の検証においては、サンプリングにより、国内 5 拠点について算定データと根拠資料の突合せを行った。なお、そのうち 3 拠点については、現地検証を実施し、算定対象範囲の確認、GHG 排出源及びモニタリングポイントの確認、算定集計体制の確認を行った。なお、検証の対象とした拠点の決定は株式会社横浜フィナンシャルグループが行った。算定ルールの確認及び Scope3 に関する検証では、算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証対象とした、算定報告書の 2025 年度の GHG 排出量及びエネルギー使用量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社横浜フィナンシャルグループにあり、GHG 排出量及びエネルギー使用量に対する検証の責任は当機構にある。株式会社横浜フィナンシャルグループと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地
一般財団法人日本品質保証機構
常務理事 浅田 純 男

